

ねんきん「コーナー」

年
金生活者支援給付金制
度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必須です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

◆老齢基礎年金を受給している方

次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ・65歳以上であること。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっていること。
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること。

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

次の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得が約472万円以下であること。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を

お受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月下旬から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場窓口で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装

った不審な電話や案内にご注意
ください

日本年金機構や厚生労働省から、お客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求
でお困りになった時は、お電話く
ださい。

【給付金専用ダイヤル】

☎0570-0514092
(ナビダイヤル)

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

10月21日(木)
午前10時～正午

◆場所

午後1時～午後3時
佐賀支所1階市民室

◆予約

日本年金機構幡多年金事務所
☎34-1616

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係
☎43-2800
佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係
☎55-3701

日本年金機構幡多年金事務所
☎34-1616

第9回黒潮町まるごと産業祭中止のお知らせ

毎年11月に開催している「黒潮町まるごと産業祭」について、規模縮小のうえ開催に向けた検討を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ご来場の皆さんや出店者ならびにスタッフの健康および安全を第一に考慮した結果、本年度の開催は中止させていただきますこととなりました。

昨年度に引き続きの中止となり、開催を楽しみにして下さっていた皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○お問い合わせ
佐賀支所 海洋森林課 商工係
☎55-3115

10月22日(金)まで販売中!!
1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の明るく
住みよいまちづくりに使われます。

(公財)高知県市町村振興協会